

組合員に関する提出書類一覧表

区分		提出書類																						
		組合員資格取得届書	組合員資格取得届書 (個人番号申告用)	組合員資格喪失届書	組合員異動報告書	組合員証	組合員被扶養者証	常勤的非常勤職員に 関する証明書	年金加入期間等報告 書	退職届書	組合員期間等証明書	資格取得届書	任意継続組合員 資格喪失届書	任意継続組合員 資格取得届書	任意継続組合員 資格喪失届書	任意継続組合員 資格取得届書	任意継続組合員 資格喪失届書	氏名住所口座変更申 告書	個人番号変更届 書	組合員証等再交付申 請書	被扶養者申告書関係 届(次頁参照)	国民年金第3号被保 険者関係届		
取得	(1) 新規採用又は他の共济組合から転入したとき	○	○						○													△	△	
	(2) 新規採用又は他の共济組合から転入したとき (短期組合員) (※1)	○	○																			△	(※2)	
	(3) 他の所属 所から転 入したと き	① 転入前(一般)⇒転入後(一般)				○																		
		② 転入前(短期)⇒転入後(短期)				○																		
		③ 転入前(一般)⇒転入後(短期) (※1)				○																		(※2)
		④ 転入前(短期)⇒転入後(一般)				○				○														△
	(4) 退職後、任意継続組合員になりたいとき											○										△		
	資格喪失	(1) 退職又は死亡したとき			○	○	△			(※3) ○	○													
		(2) 退職又は死亡したとき(短期組合員) (※1)			○	○	△			(※3) ○														
		(3) 他の共济 組合へ転 出したと き	① 転出前(一般)⇒転出後(一般)			○	○	△				○												
② 転出前(短期)⇒転出後(短期) (※1)					○	○	△																	
③ 転出前(一般)⇒転出後(短期)					○	○	△			(※3) ○	○													
④ 転出前(短期)⇒転出後(一般) (※1)					○	○	△																	
(4) 他の所属 所へ転出 したとき		① 転出前(一般)⇒転出後(一般)			○	○	△				○													
		② 転出前(短期)⇒転出後(短期)			○	○	△																	
		③ 転出前(一般)⇒転出後(短期)			○	○	△			(※3) ○	○													
		④ 転出前(短期)⇒転出後(一般) (※1)			○	○	△																	
(5) 任意継続組合員をやめたいとき				○	△						○													
種別変更等	(1) 一般職⇔特別職、一般職⇔特定消防等				○																			
	(2) 短期組合員 ⇒ 一般組合員 (※1) (会計7ヶ月12月未満) (会計7ヶ月12月超え)			○				○	○														△	
	(3) 短期組合員 ⇒ 一般組合員 (※1) (会計年度パート等) (一般職)			○					○														△	
	(4) 一般組合員 ⇒ 短期組合員 (※1) (一般職) (再任用短時間、会計7ヶ月等)			○						○	○												(※2)	
	(5) 一般組合員 ⇒ 一般組合員 (一般職) (再任用7ヶ月)			○																				
	(6) 一般組合員 ⇒ 一般組合員 (会計7ヶ月12月超え) (一般職)			○																				
派遣	(1) 継続長期組合員となったとき				○	△								○										
	(2) 継続長期組合員でなくなったとき														○							△	△	
組合員の氏名・住所等の変更						△	△										○							
給付金等の振込口座の変更																	○							
組合員の個人番号の変更																		○						
組合員証等の再交付を受けたいとき						△														○				

(※1) 短期組合員については、第1号厚生年金被保険者となるため、日本年金機構へ資格取得又は喪失の手続きが必要です。
 (※2) 20歳～60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第3号被保険者関係届は事業主(所属所)が直接年金事務所等へ届け出てください。
 (※3) 組合員が死亡により資格喪失した場合や資格喪失と同時に退職年金決定(又は退職改定)請求書を提出する場合は、退職届書の提出は不要です。
 (その他) 組合員資格の取得、喪失、種別変更等において、上記書類以外に長期関係の提出書類が必要な場合があります。